

令和6年度第1回 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会
議事録

- 1 日 時 令和6年9月4日（水） 午前10時30分から正午まで
- 2 場 所 みやぎハートフルセンター 3階 中会議室
（仙台市青葉区上杉三丁目3番1号）
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 議 事 （1）現行計画（前期）の取組と評価について
（2）宮城県社会的養育推進計画の骨子案について
（3）その他

【 開会 】

○司会（高杉総括課長補佐）

それでは、ただいまから「令和6年度第1回宮城県社会的養育推進計画策定懇話会」を開催いたします。

開会に先立ちまして、県保健福祉部副部長の武田から御挨拶申し上げます。

【 開会挨拶 】

○武田副部長

皆様、おはようございます。

第1回の懇話会ということもございまして、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から本県の児童福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、また、御多忙のところ、懇話会委員への御就任、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

県では、令和元年度に現行の「宮城県社会的養育推進計画」を策定し、令和2年度から令和11年度までの10か年計画として各種施策、取組を推進しているところでございます。

そのような中で、令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援強化や、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進等のための改正が行われました。

この改正を受けて、令和6年3月12日にこども家庭庁から「都道府県社会的養護推進計画」の見直しに関する通知が発出されており、都道府県は令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされました。

本県においても、次期「社会的養育推進計画」を策定するに当たり、様々な視点や幅広い知識が必要であり、県だけでなく、本日お集まりの社会的養護関係者の皆様の御見識・御協力が不可欠でございます。

この懇話会では、委員の皆様のそれぞれのお立場から、専門的な御意見をいただき、計画に反

映させたいと考えております。

計画策定のスケジュールは、おって事務局から御説明しますが、本懇話会は来年3月までに、本日を含め3回開催し、御意見をいただく予定でございます。

本日は、事務局から現行計画の取組と評価、新計画の骨子案をお示しすることとしております。短い時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【 出席者紹介 】

○司会（高杉総括課長補佐）

次に懇話会委員の皆様を御紹介させていただきます。次第の裏面を御覧ください。名簿順に御紹介いたします。

（出席者名簿により紹介）

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

（職員紹介）

【 情報公開 】

○司会（高杉総括課長補佐）

続きまして、本懇話会の公開、非公開についてお諮りいたします。本懇話会については、非開示情報が含まれないこと、また、公開により会議の公正な運営に支障が生じるとは認められないことから、公開にしたいと考えております。

また、議事録についても公開にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、皆様からの賛成をいただきましたので、本懇話会及び議事録は公開とさせていただきます。また、議事録作成の都合上、マイクで御発言いただくよう御協力をお願いいたします。

【 座長・副座長の選出 】

○司会（高杉総括課長補佐）

続きまして、「宮城県社会的養育推進計画策定懇話会開催要綱」の第4条に基づきまして、座長、副座長の選出を行いたいと思います。

皆様から御意見等はございますでしょうか。

なければ事務局案を提示させていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（勝倉班長）

それでは、事務局による案を提示させていただきます。事務局としては座長に「草間委員」、副座長に「杉山委員」を考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○司会（高杉総括課長補佐）

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので座長を「草間委員」、副座長を「杉山委員」にお願いしたいと思います。

お二方につきましては、御手数ですが、座長、副座長席への御移動をお願いいたします。

それでは、以降につきましては、座長に議事を進行していただきます。

よろしく申し上げます。

【 議事 】

○座長（草間委員）

皆さんおはようございます。新学期を迎えて何かとお忙しい中、本懇話会に御出席を賜りましてありがとうございます。

若輩ではありますが、懇話会の会議を来年の3月、策定できるまで皆さんと一緒に作って参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして説明に入りたいと思います。

議事の（1）及び（2）について、事務局から説明をお願いいたします。

【 現行計画（前期）の取組と評価について 】

【 宮城県社会的養育推進計画の骨子案について 】

○事務局（勝倉班長）

（一括して説明）

○座長（草間委員）

説明ありがとうございました。

それでは皆様から、御意見等を頂戴したいと思います。

まず初めに議事の（1）現行計画（前期）の取組と評価について、皆様から質問等をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○花島委員

先程の取組と評価の8ページのところで、一時保護改革に向けた取組で①についての取組と評価は御紹介いただいたのですが、②については何か御報告いただくことはないでしょうか。一時保護を行う場所の多様性の確保等あるわけですが、それについて数値目標などはなかったかと思ひますが、ここについてのコメントをいただければと思ひます。

○事務局（西城課長）

特に記載はしていませんでしたが、職員の人材育成ですとか、専門性向上に関しましては研修等を通して向上に努めてまいりました。一時保護を行う場所の多様性を確保することにつきましては、現在も継続して検討している最中となります。

○花島委員

これは一時保護委託も含めてでしょうか。或いは、場所の多様性の具体的な検討があれば御紹介いただければと思います。

○事務局（西城課長）

もちろん一時保護委託を含めということになりますけれど、検討内容については、現在、具体的にお知らせできることはございません。

○座長（草間委員）

それでは続きまして議事の（２）宮城県社会的養育推進計画の骨子案について、皆様から御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

○ト蔵委員

骨子案のⅢ－７の里親・ファミリーホームの委託の推進に向けた取組というところで、既に国の方のヒアリング、県によるヒアリングも行われ、関係機関へのヒアリングというところでお話も伺いましたが、例えば里親委託率という時に、国では乳幼児期７５％、学童は５０％と数値目標が掲げられていて、国からは厳守というように言われていると思いますが、そういったその数値目標を守るようにと国から指導、要請は行われているのでしょうか。

○事務局（西城課長）

国の方でQ&Aを出しており、それを読みますと厳守かどうかというところもありますが、基本的には国が示した数値を使うようにという見解が示されています。

○ト蔵委員

それと併せて、県の１０年計画と実際の委託率を見たときに、宮城県の場合は委託率が下がっていると思います。また、５年度末の計画からも実際の数字のところは乖離があると思いますが、現計画の１１年度末の数字も下げてはならない。下げないという方向で県としては考えているということでしょうか。

○事務局（西城課長）

今現在の段階では、国の要領ありきということもございますので、現状では下げられないのではないかと認識しております。ただ、実際の策定の作業に当たっては色々思うところもあるというところがございます。

○ト蔵委員

そもそも計画策定の際に社会的養育を必要とするこどもの推計値で毎年微増するような計画を立てていたと思います。それは目標とする委託率として考えた場合に、本来であれば、社会的養育を必要とするこどもの数を減らしていくことが児童相談所の業務であり、増える前提で策定するのはおかしいと思いますが、施設の定員数などの全体的なところを加味しながら、ある程度増やしていかないと、現実減っていくとした場合にその委託率の達成がすごく難しくなってきました。計画を立てる上である程度の社会的養護のこどもたちの数を確保しておかないと計画を立てにくいということが、実際はあるのではないかと思います。

その中で、これからの5年後の計画をまたそういった方法でやっていくと現実と乖離するところが出てくるかもしれない。本来、家庭養育優先原則は、在宅支援をしっかりと親子の分離を防ぐということが趣旨であって、そういった観点を忘れないでやっていただきたいというところがあります。

実際の計画より里親に委託するこどもの数が減っているということが本来は好ましいことで、数値目標だけで追いかけていくのは違うのではないかとともに思いますし、分母と分子の計算なので、施設のこども数が減れば委託率は上がるだろうし、あまり数字に囚われないで計画を立てて欲しいと思います。

○座長（草間委員）

それでは、他の方はいかがでしょうか。

○菅原委員

ト蔵委員の話にあったように、私も全国の研修会に参加すると地域の実情に合わせて、数値ありきではなくてという話を耳にします。西城課長からQ&Aで示されているという話もありましたが、結果的にはそういった形になるのかなと思います。数値目標も上がっていくと思いますが、その裏側として里親委託の不調もあったりします。そうなった時にパーマネンシーというところで社会的養護のお子さんたちが、施設や里親が代替で養育していく中で、一方で裏側の数字は取り上げづらい状況にあります。

今回は目標の設定でございますので、裏側の数字についてのコメントをいただくということではないですが、そういったことについてもパーマネンシーというところで捉えると引かかる部分もあります。

○座長（草間委員）

御意見として、いかがでしょうか。

○事務局（西城課長）

計画策定に当たりましては、決して数値ありきではなく、現状分析も十分やっていくような形で策定していきたいと思っております。国との関係性を考えると悩ましいところはありますが、しっかりと見極めてやっていきたいと思っております。

○座長（草間委員）

補足ですが、今、国では特に内閣府ですが、EBPM（政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づく政策立案）といった根拠に基づいた施策を行うようになっており、一方行政ではPDCAをしっかりとやっていくという建付けになっています。（EBPAの）厳しいところは数字で判断していく点です。今、日本はこの部分が非常に遅れており、隣の韓国より遅れています。（EBPAは）全ての施策に言われているところでもありますが、数字の捉え方については、事務局でやっていくところですので、御理解いただければと思っています。

それでは、その他の方、いらっしゃいますでしょうか。

○花島委員

ト蔵委員、草間委員の話にも関係しますが、数値化して目標を立てるのは良いのですが、エビデンスをどのように捉えるかによっても変わってくるという趣旨の御発言かなと思います。そこは踏まえていただいて、それから、数値化できない目標もたくさんあります。特に権利擁護の体制の整備、何をもちいて体制の整備と言えるのか、或いはアフターケアの充実、何をもちいて充実と言えるのか、数値化できないけれど、どこまで現場の取組やあるべき取組を踏まえた書き込みをするかというところが一方で非常に大事だと思っています。両輪が揃った計画を練り上げていくことを私自身も心がけたいと思いますし、事務局の方にも中間案作成においては御配慮いただきたいと思っています。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

○門間委員

4月から石巻市ではこども家庭センターを立ち上げましたが、初めてできる組織ということで、市町村としてもどのような形でこども家庭センターを展開していくか、養育が必要なお子さんをどのように支援していくかというところを検討中です。石巻市では、たくさんの養育を必要とする方々を抱えており、児相と協力しながら、その方々が両親と一緒に過ごした方が良いケース、本当は離れた方が良いけれども両親がどうしてもダメというケースなどもあり、スタッフは迷いながら対応に当たっています。

市町村への支援体制などを盛り込んでいただくことによって、県のフォローアップ、バックアップの状況が分かるので市町村としては安心感があります。また、計画に盛り込んでいただくだけでも市町村としては心強いし、これからも一緒にやっていけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

○ト蔵委員

昨年度当たりから里親への一時保護委託が急激に増えています。一時保護される期間も一か月を超える長い期間となっており、学校に通えないこどもは、年齢問わず一日中家にいて、里親さんもそこにいなくてははいけない。2週間程度であれば良いが、それ以上は里親さん自身も苦しくなってくるということがあります。

この計画の指標の中にも一時保護に対応可能な里親とファミリーホームの数量が掲げられておりますが、今の状況をみると一時保護が非常に増えている中で、一時保護可能な里親を一定数確保しておく必要があります。原籍校に通学可能な場合、それはそれで送迎が必要になりますが、虐待ケースや傍に置いておきたい状況もあったりする中で、一時保護委託期間中は教育委員会との連携により近隣の学校に通うようにするなどの対応が必要になってくると思います。

私のところの話で申し訳ないのですが、ざおうホームでは、小学生中学生を一時保護した場合、不登校のこどものための「こども支援センター未来」にお願いすることがあります。町の教育委員会に相談し、授業をしていただいております。(授業時間は)朝から3時4時までというわけではありませんが、お弁当を持って9時位に登校し、2時位に下校するため、昼間に預けられ、ある程度の勉強も見てもらえて非常に助かっています。

県教育委員会と相談していただいて、日中に里親さんを応援できるような仕組みや体制を用意していただくことも必要ではないかと思えます。そういったことも検討の材料にさせていただければと思います。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

○杉山委員

一時保護の話が出ていましたが、当乳児院では措置より一時保護の方が圧倒的に多い。今年度もまだ措置はゼロで、ほとんどが一時保護です。実際に一時保護されて、その後、家庭復帰もあれば、里親さん、施設と保護されていくと思いますが、児童相談所の中で一時保護されると当然一時保護所の行動観察というものが処遇検討の一つの見方として出てきます。乳児院では一時保護委託されてからのこどもの様子は、記録などで色々な状況は伝えていきますので、その辺のところをこどもの処遇の中の検討材料に含めていただくと少しはお役に立てるかと思っています。

○座長（草間委員）

続いて、平野委員お願いします。

○平野委員

今回から障害児入所施設もこの懇話会の一員ということで、初めての参加で恐縮しておりますが、私からは二点ほどあります。

一点目は、一時保護の色々なお話が出ておりますが、県内の福祉型の障害児入所施設は本園の

みでございます。東北では山形県がその次に少なく3施設となっており、本県は私どもの1施設となっておりまして、一時保護委託は実数を述べますと、令和4年度は17人、令和5年度は14人、令和6年度は6件の依頼があり、3人を一時保護しておりましたが、うち1人は家庭復帰したという状況でございます。今、申し上げましたとおり、60人の入所定員の割合に対しては、一時保護委託は実人数でみても多いのではないかと思います。一時保護委託は原則2か月であり、延長しても3か月までの制度上のルールがあります。その期間の中で、なかなか家庭復帰が難しい場合以外は、そのまま措置入所という経緯を辿る児童もおり、一時保護委託の2/3程度が措置入所となっております。もう一つとしては、最近、私が調べた中では、本園に50人程の児童がおりますが、育児院や乳児院からの措置替えで入所した児童が50人中30人以上となっております。或いは、一旦家庭に戻った後に本園に再び入所してきた児童を含めると、最終的には育児院及び乳児院の経験がある児童は50人中33人と全体の7割程度となっております。そういった意味では、今回この社会的養育の懇話会に障害児の入所施設が参画できたということは、障害の有無に関わらず児童福祉全般の施策としての一連の中では、発達障害や知的障害の診断が極めて難しい方々も含め、私たちに意見を述べる機会をいただいたことは非常に感謝しております。一体的な計画ということで期待しております。

二点目としては、障害者施設は空床のベッドが出た場合、経営上の観点から入所者を探すということもあるかと思います。私どもは児童相談所のフィルターを通してからの依頼となるため、入所者を探すことはありませんし、他方で、今から30年程前は本県も400人のベッド数を持つ四つの入所施設があって、先程、隣県の山形県では3施設、本県は1施設しかないと話しましたが、見方や切り口を変えれば、私どもの施設に本来は入所してこなくても、地域のまちのこどもとして地域福祉サービスや様々な虐待防止に対する取組等が充実していけば、私どもの施設は最終手段というのはおかしいが、常に60人満床でなくても良いという思いもある。逆に一時保護やショートステイも行っておりますので、満床では受け入れが難しくなってきました。施設数を増やせば良いというものではなく、今の状態の中で更に色々な活動をしながらいずれに合った施設にしていかなければならないと思っております。目標の数値についても、どこに物差しを置くかにもよるし、例えば里親委託率が増えればそれで良いのかなど、第一印象としてこどもの場合は難しいと思います。

○座長（草間委員）

今、里親、障害児入所施設、乳児院において一時保護委託が多いという話がありましたが、児童養護施設はいかがでしょうか。

○菅原委員

同じように一時保護委託の件数が多くなっています。

○座長（草間委員）

基礎自治体では恐らく一時保護委託が多いということで、施設等にお問い合わせするケースがこれからもっともっと増えてくる可能性が高くなると思います。いかがでしょうか。

○伊藤委員

一時保護の話が色々とお出ましたが、一時保護を要する児童の数が大変増えておりまして、一時保護所はキャパオーバーの状態となっております。一方で、一時保護所での生活はこどもにとってどうしても制約が多く、こどもの権利擁護でしよとなるとお子さんにはなるべく家庭的養育に近い形で一時保護期間を過ごして欲しいということもあって、本当に一昔前では思いつかないようなバリエーションをもって一時保護委託先を児童相談所でも開拓して、お引き受けいただいております。

卜蔵委員からもお話しがあったように、里親会の方々と里親支援センターの方と連携して、事前にリストアップして、説明会をさせてもらい、里親さんに引き受けていただいておりますし、あとは障害のあるお子さんについても、法人の方と色々とお相談させていただいて、地域で事業所を展開している方々のところで、引き受けていただくスキームも構築し、一時保護委託を受けていただけたところが何か所か御相談させていただけるようになっております。それこそ乳児院、児童養護施設の皆様には以前からお願いできるようになっております。

数のことに関して言えば、数値目標は家庭養育優先原則がありつつ、目の前のお子さんにとって一番何が良いかということで向き合い、今どんどん制度が改正されているので、選択肢のバリエーションが広がって、かつては一度施設に入所したら、もう自立まで施設から出ようがないお子さんもおりました。また、里親さんに赤ちゃんの時に委託したら、もう大人になるまでずっと委託という固定観念にも似たお子さんの処遇もありました。それがもういつなら、どうなれば家に帰れるかを諦めないで、常に考えて取り組むことが大切です。平野委員のお話にもあったように、かつて家に帰れないと思っていたお子さんの中には、地域での子育て支援のサービスを上手く組み合わせたら、家に帰ることができるかもしれないとなったケースがありました。或いは、養護施設から家庭復帰したお子さんが、やっぱり家で上手くいかなくて、もう一度施設に入所となった場合でも、再度家庭復帰を目指すことができるケースも増えております。

数値は、その時点で、どのお子さんがどこにいるのかということで、個々の状況に応じた対応が必要になります。かつては声を上げられなかったこどもが、もう在宅では耐えられないといって自ら手を挙げて里親さんに繋がるケースも増えているので、その数字の裏にはどのようなこどもたちがいて、そのこどもたちがどのような育ち方をしているのかを少しでも拾い上げられるような数字になったら良いと思います、お話を伺っておりました。

○座長（草間委員）

方向性のところに書いておりますケースマネジメントの徹底の話ですね。私からも一点あります。国では最善の利益とよく言います。教育現場でもよく使われる言葉ですが、何のためかという大前提にウェルビーイングがあると思います。この用語が国で入っていなければ宮城県独自のウェルビーイングは福祉だと思います。こどものより良い福祉というか、そのための一つのツールとして最善の利益が保証されているかどうか。つまり最善の利益が確保されているかが一つの指標となるのですが、ウェルビーイングというのは恐らく大きな目標になります。これは、全てのことですが、こどもについてもウェルビーイングというこのコンセプトを盛り込んではどうかと思います。具体的には、優先の原則を徹底し、こどものウェルビーイングのためのこどもの

最善の利益の実現を推進という形で、ウェルビーイングというのを私は入れたら良いのではないかと考えています。ヤングケアラーの部分についてもウェルビーイングが図られていないということですね。最近では、ダブルケアの問題もあります。或いは「8050」の問題も少しあると感じました。その他、いかがでしょうか。

○菅原委員

先程の話と重なってきますが、今、草間座長の話をついて、予てから思っていたことでもありますが、里親さんと施設の協働という部分において、施設と里親が分かれてしまっていると感じていて、実はそうではなくてお話しいただいたように、どちらかと言うと施設に対する悪いイメージはありつつも、この協働という部分では里親会と施設で繋がりを持たせていただいているところもございます。施設には里親支援専門相談員がおりますが、里親さんに委託され、出来上がっている家庭の中に入り込んで行きづらい面もあります。そこで今年は、未委託の里親さんに施設にどんどん来ていただいて、そこから委託されていくに当たって、入所中の子どもたちもその選択肢の中に入ってくるのかなと思っています。なかなか家庭生活に馴染めない子どもは、施設が良いとか里親さんが良いとかではなく、その様な子どもたちを社会全体でと言われてはいるものの、その連携がありません。骨子案には、里親さんに対する支援が含まれていて、けやきさん（みやぎ里親支援センター）も強化されていくことと思いますが、各施設には色々なノウハウがあります。施設長、職員が変わってもパーマネンシーとして施設が変わらずに永遠に続いていくことを考えると、もちろん里親さんにも長く健康で続けてもらいたい思いもありますが、子どもたちが社会に出て何か発生した場合に、どうしても頼れるところが必要です。

私が言いたいのは、施設と里親の二枚看板で上手く利用していく考えがあっても良いのではないかと思います。里親さんに委託することは、先程の数値のお話のとおり必要だと思いますが、施設の中で子どもの家庭基盤や信頼関係をつくり、そこから里親さんを探す方が里親委託率も上がる可能性があると思います。ケースバイケースで最初から里親さんへ委託する場合もあるかと思いますが、二枚看板として利用することによって、子どもにとっての選択肢が増えます。

この取組内容は、里親支援の強化、里親の専門性向上などと謳われますが、施設と里親の協働体として子どもたちを支えていくことは、草間座長のウェルビーイングの話にも繋がります。そのことを踏まえて、宮城県版の計画を策定していただければ、子どもたちの選択肢の幅が広がり、支援が充実したより良い計画になると思います。

○平野委員

一点だけ。入所施設のユニット化や里親委託による「良好な家庭環境の確保」という言葉をよく耳にします。この「良好な家庭環境の確保」は、我々大人から見た目線と子どもから見た目線が乖離しないように抽象的な表現の具体化が必要です。施設のユニット化と同時に職員をどのように育てていくのかなどの具体的なところは、これから県の方で構築していく認識でよろしいでしょうか。

○座長（草間委員）

国としては「家庭的養護」と「家庭養護」はモデル分けされております。「家庭養護」は里親、養育里親などへの委託、「家庭的養護」は今おっしゃった小規模ケアなどで、国の方から示されております。恐らくその形に従って、県の方で進めていくことになると思います。どうでしょうか。

○事務局（野呂課長）

今、草間座長から御説明いただいたとおり、現行の社会的養育推進計画を策定する段階で、国からまずは「家庭養護」が最優先で、次に「家庭的養護」の順で示されております。ほかにも「社会的養育」や「社会的養護」など色々な用語の定義付けがされておりますが、草間座長から御説明いただいたような枠組みや設定がいくつかなされています。その中で、施設であっても、なるべく家庭的な養育環境のもとで過ごすべきではないかということで、一定の小規模ユニット化などの目標的な例が示されております。

現在の社会的養育推進計画では、児童養護施設などにおける施設の小規模化、ユニット化に向けた項目が明記され、実際に旭が丘学園さんでは小規模児童養護施設2施設を建設し、取組が進んでおります。障害児入所施設は、現行計画の中に明記されておりましたが、昨年のこども家庭庁の設置により、障害児支援課がこども家庭庁の組織になったことも受けて、新たな計画の中に追加されることになったと認識しています。新たな計画では、障害児入所施設についても同じ方針で進めていくことになろうかと考えており、新たな計画の中にどの様に盛り込むのかは、各委員の皆様からも御意見をいただいて策定していくことになると思います。最終的には新たな計画を踏まえて来年度以降、県としてどのように進めていくのかということになると思います。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

○花島委員

今日は骨子案の検討ということなので、柱建てを拝見し、後は皆さんの話を聞いていて思ったことは支援者の連携になります。こどもの権利保障、権利擁護の担い手同士の連携とスーパーバイズを含めた支援者に対する支援です。それを縦割りにした柱の他に柱建てていただくことが、今回の様な顔の見えるメンバーで懇話会を持つ最大のメリットではないかと思います。是非、そこは柱建てを検討していただきたいと思います。例えば、こども家庭センターについては、どんどん法律が変わり、再度模様替えをしなければならないなどでバタバタしていると、色々ところで話を聞きます。

児童相談所に弁護士が配置されて大分経ちますが、こども家庭センターに対しても弁護士会として支援をする体制が必要であると感じており、個人的には実現したいと思っております。そのような意味では、民間NPOが実施するアフターケア事業に私自身も関わっておりますが、その縦横の連携、支援者に対する支援を焦らさずに行うと、宮城県の独自性を出せて、宮城のこどもたちにとっても大変良いことではないかと思います。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

○ト蔵委員

先程、伊藤委員の話でもありましたが、里親委託率は年度末の在籍児童数で単純に計算されてしまいます。例えば、年度末に退所し、自立を果たしての解除もあれば、里親委託中に家庭復帰する場合があります。施設養護にしても家庭養護にしても、そういったところで成功例があります。しかし、結局のところの数字としては、年度末に高校生が多く在籍していて卒業してしまえば里親委託率は下がります。単純な数字の計算ではなくて、計画の中に盛り込むかどうかは別にしても、きちんと社会に送り出したこどもの数や家庭復帰したこどもの数などを把握して残るようにしていただきたいと思います。そうしないと里親委託が不調で解除され、里親委託率が下がったような誤った見方をされるのは違うと思います。里親委託を進めながら、家庭に帰していくことが本来の姿であり、そういったところの数字を残しておくことが重要だと思うので、その点だけお願いしたいと思います。

○座長（草間委員）

その他、いかがでしょうか。

平成28年の児童福祉法改正で、日本の社会的養護は大きく変わっております。どの国を追いかけているかという点でイギリスです。イギリスには、50年前にも児童養護施設等がありましたが、エビデンス上、こどもの影響に余り良くないことから、施設を解体する改革を行いました。カナダなども同様です。

どのように児童養護施設が変わってきたかという点で、一時保護やフォスターリングなど専門性を持つようになりました。実際に私はその改革の状況を視察しましたが、日本は、アメリカではなく、カナダでもなく、イギリスの方向に日本の社会的養育が進んでいるような気がします。先程の発言にあった施設と里親の連携・協働関係についても、その様な文脈で捉えていくと良いのかなと思います。また、連絡会みたいなものを県で設けると、必然的にそこで橋渡しができますし、先程の発言に対する具体策として挙げられるのかなと思いました。

その他、最後に一言いかがでしょうか。様々な御質問や御意見等を頂戴しまして本当にありがとうございます。色々なものを踏まえ、これから県において検討を進めていくことになると思います。それでは無いようでしたら、以上で進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○事務局（武田副部長）

草間座長、どうもありがとうございました。

やはり皆様にお集まりいただいて良かったと、改めて思ったところがございます。前回の計画策定の際も、このような形で御意見をいただき、保護所での取組や第三者評価などを進めてきたところです。今日いただいた御意見は、なかなか直ぐに事業に反映することは難しいですが、計画に盛り込んで事業に結び付けられるよう取り組んでいきたいと思っております。また、数値の捉え方についても難しいところはありますが、そこも頭をひねりながら考えていきたいと思いま

す。

最後に、花島委員から一番初めにいただいた現行計画の取組の中で、一時保護を行う場所の多様性について話がありましたが、目に見える数値としては、資料8ページにありますとおり一時保護委託が拡大しているということで、先程、伊藤委員からも御紹介させていただいたところで。その他として、一時保護専用施設についても前回計画策定後に1か所ではありますが、具現化させていただいております。今後、一時保護専用施設についても増やしていければと思っております。今回の懇話会はこのような形で終わりとなりますが、2回目の懇話会では中間案の形でお示しさせていただければと思います。また、本日はたくさんの御意見等をいただきましたが、その他お気づきの点等がございましたら、事務局に御意見いただければ検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○司会（高杉課長補佐）

それでは、長時間に渡り貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第1回目の懇話会を閉会したいと思います。大変お疲れ様でございました。

ありがとうございました。